

平成27年5月●日

企 業 名 _____
所属・担当者名 _____様

福岡市こども未来局こども部
課長（青少年施設検討担当）

対面対話の実施について

1 目的

対面対話は、福岡市と本事業への参加希望者との間で十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する参加希望者の理解を深めるとともに、福岡市の意図と参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として実施する。

2 実施会場

●●（福岡県福岡市●●区●●●丁目●番●号）

3 集合時間

平成27年5月●日（●） ●時●分

※ 集合時間の5分前から集合時間までの間に実施会場前に集合すること。

4 対面対話の実施日時

平成27年5月●日（●） ●時●分から●時●分まで（●分間）

5 参加者

- (1) 基本的には対面対話参加申込書（様式第1号）に「対面対話への参加者」として記載されている者とする。
- (2) 参加を予定していた者が、参加できなくなった場合、市が認める場合には当該参加者に代わる者の補充を認める。
- (3) 福岡市側の出席者は、福岡市の職員を予定している。また、福岡市が本事業のアドバイザー業務を委託している株式会社日建設計総合研究所及び株式会社日建設計総合研究所が業務の一部を委託している協力会社が同席する場合がある。

6 議題

議題は「対面対話を希望する議題」（様式第2号）に記載のあったものに限る。

なお、時間の都合によって、議題として取り上げなかったものは、別途、書面により当該参加者に回答する可能性がある。議題として取り上げなかったものの回答の有無は、内容により福岡市が判断する。

7 対面対話の進め方（当日の運営）

(1) 時間の配分（案）

対面対話の前後に次のとおり、入室・説明準備、注意事項等説明及び退室の時間を見込んでいる。

入室・説明準備の時間が下記の想定時間を上回った場合には対面対話の時間を短縮することで調整するため、速やかに入室及び資料配布等の準備を行うこと。

入室・説明準備	2分間
注意事項等説明	2分間
対面対話	55分間
退室	1分間

(2) 対話の資料

ア 対話で使用できる資料は、「様式第2号」と平成27年5月19日（火）12時までに事前提出された「議題の添付資料」とする。

イ 議題の添付資料を事前提出する者は実施方針Ⅷ5の問合せ先に電子メールで送付すること。（資料はPDF形式で提出すること。）

ウ 福岡市は上記の資料を当日配付しない。参加者は福岡市用の資料として、当日10部を準備すること。

エ 当日対話の席上で、参加者が新たな図面、資料等を配付することは認めない。ただし、事前に提出された「議題の添付資料」と同一であれば、拡大した図面、資料等のパネル等を持ち込むことは妨げない。

(4) 当日の進行

ア 全体の司会進行は福岡市側で行う。

イ 対話の進め方は、①議題ごとに参加者が背景・趣旨、確認したい内容等の説明を行う。必要に応じて②福岡市から、説明された背景・趣旨、確認したい内容等に対して確認、質問等を行う。③議題ごとに福岡市から応答する。必要に応じて④それを受けた再度の質疑応答を行う。続いて⑤次の議題に移る、という進行とする。

ウ 参加者間の公平性の確保を図るため、質疑応答の途中であっても予定時間を経過した時点で、対面対話は終了する。ただし、議題ごとの時間制限は設けない。

(5) 記録

- ア 参加者は別紙1「対話結果の議事録」及び別紙2「対話結果の記録」の様式（後日示します）により記録（非公表議題を含む。）を作成する。そのために録音を目的としたICレコーダー（1台に限る）を会場内に持込むことを認める。
- イ 別紙1「対話結果の議事録」は対話参加者と福岡市双方の発言記録として保存することを目的としている。別紙2「対話結果の記録」は公表用資料として用いる。
- ウ 参加者は作成した「対話結果の議事録」及び「対話結果の記録」を、対面对話実施日から2営業日後の12時までに、実施方針Ⅷ5のあて先に電子メールで提出すること。
- エ 福岡市は、記録内容及び公表可否の確認を行い、必要に応じて修正等を行い、ホームページで対面对話の結果を公表する。

8 留意事項

- (1) 対面对話への参加の有無は最優秀提案者を選定する際の提案審査に影響しない。
- (2) 対面对話では業務要求水準の達成の有無について回答するが、提案内容の優劣などについて個別のアドバイス等を行わない。
- (3) 参加者が対面对話で示した議題の内容は、入札時の提出書類での提案内容を制約するものではない。
- (4) 対話実施中に、必要に応じて株式会社日建設計総合研究所及び協力会社の職員が発言をする場合がある。「対話結果の記録」にあたっては、福岡市の発言として記録に含めること。
- (5) 対話内容については、入札参加者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、入札参加者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものを除き、対話の実施後、ホームページで公表する。なお、公表に先立ち、公表内容の調整を行うので協力すること。
- (6) 対話における福岡市の回答は、ホームページで「対話結果の記録」として公表した回答を正とする。